

ID: 209

担当部署: 都市整備課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	高根沢町法定外公共物管理条例 第18条		
例規番号	平成17年条例第8号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第18条の規定による。 (過料)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第3条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第4条第1項の許可を受けないで同項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第4条第2項に規定する許可に付された条件に違反した者</p> <p>(4) 第16条の規定に違反した者</p> <p>2 偽りその他不正な手段により第6条に規定する占用料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日